

労働と看護の質向上のためのデータベース (DiNQL) 事業に関する基本条件

(目的)

第1条 本基本条件は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が開発・運用する「労働と看護の質向上のためのデータベース (DiNQL)」に関する事業（以下「本事業」という。）に参加するために必要な事項及び参加にあたり適用される条件等を定める。

(個別事項等)

第2条 本基本条件に定めるほか、本事業に関する個別事項その他本基本条件に定めなき事項については、別に定める事業実施要項において定めるところによるものとする。

(参加申請)

第3条 本事業は、医療施設として参加するものとし、個人で参加することはできない。具体的な参加資格要件及び参加申請手続については、事業実施要項において定めるところによるものとする。

- 2 本事業への参加申請は、本基本条件及び事業実施要項を確認の上、適切な権限を有する医療施設の代表者（以下「施設代表者」という。）がその全ての内容に同意する場合に限って行うものとする。なお、前年度に本事業に参加していなかった医療施設については、参加申請に際して、施設代表者の署名押印による本会所定の参加同意書を本会に対して提出しなければならない。
- 3 本事業への参加申請にあたっては、誤りのない情報を本会に提供しなければならない。

(参加費)

第4条 本事業への参加を希望する医療施設は、本事業に参加するにあたり、参加病棟数に応じて、事前に本会が別途定める参加費を事業実施要項所定の手続により支払わなければならない（以下、本項の参加費を支払った医療施設を「参加医療施設」という）。

- 2 前項により支払われた参加費は、参加医療施設が参加を中止する場合、参加病棟数が減少した場合等を含め、事由の如何を問わず一切返還しないものとする。

(ID 及びパスワード等の交付)

第5条 本会は、前条所定の参加費の全額の支払いが履行されたことを確認後、参加医療施設に対して、事業実施要項所定の方法により、ID 及びパスワードその他の資料等を交付する。

- 2 次に掲げる事由があると本会が判断した場合には、本会は、第1項のID 及びパスワードその他の資料等の不交付、第11条所定の各措置などを含め、適切な処置を講ずることができるものとする。
 - (1) 参加同意書が提出されないとき。
 - (2) 参加同意書に記載された事由に虚偽又は誤記等があるとき。
 - (3) 本事業において技術上又は本会の業務上の支障があるとき。

- (4) 参加医療施設の役員又は使用人等について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係があるとき。
- (5) その他本会が不適切であると判断したとき。

（ID及びパスワード等の管理）

- 第6条 ID及びパスワードその他の資料等を交付された参加医療施設は、自己の責任において当該ID及びパスワードその他の資料等を厳重に管理し、ID及びパスワードその他の資料等の使用、管理について一切の責任を負うものとし、譲渡、貸与、その他の方法により第三者に利用させてはいけない。
- 2 ID又はパスワードを盗用された場合又は盗用されたおそれがある場合には、直ちに本会に対して報告し本会の指示に従うものとする。
 - 3 本会は、参加医療施設のID及びパスワードその他の資料等の保有、使用、その他管理に関し、参加医療施設に生じた損害について一切の責任を負わない。ただし、本会の責に帰すべきID及びパスワードの漏洩についてはこの限りでない。

（本事業の内容変更等）

- 第7条 本会は、あらかじめ参加医療施設に通知することなく、本事業の内容を変更又は追加等することができるものとする。ただし、本事業の内容を変更又は追加等した場合、本会は本事業のITシステム画面において表示する等適宜の方法により通知するものとする。
- 2 前項の規定により、参加医療施設に不利益が生じたとしても、本会は一切の責任を負わない。

（情報更新義務）

- 第8条 参加医療施設は、その名称又は所在地、担当者の氏名その他参加申請において記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく事業実施要項所定の変更手続を行うものとする。
- 2 前項の変更手続を行わなかったことにより、参加医療施設に不利益が生じたとしても、本会は一切の責任を負わない。

（設備負担）

- 第9条 参加医療施設は、本事業への参加にあたり、必要なハードウェア、インターネット回線、その他の設備及び利用環境を自己の責任と費用により準備して管理するものとする。
- 2 参加医療施設は、本事業の利用にかかる通信費など必要な費用を負担するものとする。

（禁止事項）

- 第10条 参加医療施設は、本基本条件の他の条項で禁止されている行為の他、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 第三者に対する参加医療施設としての地位の譲渡その他の方法による承継行為
- (2) 営利目的その他事業実施要項所定の本事業の目的以外の目的での本事業の利用又は活用行為
- (3) 本事業に係るデータ及びデータ分析資料、本事業の IT システム画面（データ入力画面、ベンチマーク結果画面等を含む）、本会から提供された本事業に係る各種資料等の第三者に対する提供行為（ただし、本会が別途許可する行為を除く）
- (4) 本事業に係る商標等の不適切な表示行為
- (5) 本会又は本事業の運営に支障を生じさせる行為又はそのおそれのある行為
- (6) その他法令又は公序良俗に反する行為

（違反に対する措置等）

第 1 1 条 参加医療施設が本基本条件又は事業実施要項に違反した場合には、本会は次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 注意又は勧告
 - (2) 利用停止
 - (3) 強制的参加終了（IDの削除の方法による）
- 2 参加医療施設が本基本条件又は事業実施要項に違反した場合、本会は、前項の措置に加えて、当該参加医療施設に対して、本事業に係る各種資料の返還、不適切な表示の削除その他相当な対応を求めることができ、当該参加医療施設は、速やかに本会の求めに応じるものとする。
- 3 本条の規定に基づく措置より、参加医療施設に損害が生じた場合であっても、本会は一切の責任を負わない。

（本事業の停止）

第 1 2 条 本会は、次に掲げる場合には、本事業を停止することができるものとする。

- (1) 定期メンテナンスを行うとき。
 - (2) 緊急メンテナンス、設備の保守上やむをえないとき。
 - (3) 地震、台風、洪水、津波等の災害その他非常事態が発生し、またそのおそれが生じたことにより本事業を継続することができなくなったとき。
 - (4) その他運営上及び技術上の問題により、停止が必要と本会が判断したとき。
- 2 本会は、本事業を停止する場合には、緊急の場合を除き、あらかじめ本事業の停止を本事業の IT システム画面において表示する等適宜の方法により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定に基づく本事業の停止により、参加医療施設に損害が生じた場合であっても、本会は一切の責任を負わない。

（知的財産権）

第 1 3 条 本事業に係る発明、考案、創作、著作物、ノウハウ、データベースを構成するデータ及び評価指標、プログラム、標章その他の情報に関する一切の権利（著作権、商標権その他の知的財産権を含むがこれに限られない。）は、本会に帰属するものとする。なお、

本事業に係る研修会及びワークショップで収集した意見、Web アンケート調査結果等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む）は、発生と同時に本会に譲渡されるものとし、本会は著作者人格権の行使も受けないものとする。

- 2 参加医療施設は、本事業の IT システム画面に公表された本事業の結果について、参加医療施設内においてのみ利用することができる。ただし、学術雑誌、学術会議及び本事業の普及・啓発を目的とする会議における発表についてはこの限りでない。

（データ等の利用）

第14条 本会は、本事業において収集したデータ等について、本事業の目的を達成するために必要な範囲で使用するものとし、特別な事情がある場合を除き、当該必要な範囲を超えて参加医療施設以外に提供しないものとする。ただし、本会は、個人や病院名が識別されない方法による場合には、本事業の関連会議、学術会議、学術雑誌等において本事業において収集したデータ等を公表することができるものとする。

（参加終了）

第15条 本事業は年度毎に実施されるものとし、各年度における本事業は、事業実施要項所定の実施期間満了により当該年度分について終了する。なお、次年度においても引き続き本事業に参加する場合は、事業実施要項所定の手続により、新たに参加申請手続を行うものとする。

- 2 参加医療施設は、本事業の実施年度途中であっても、事業実施要項所定の手続に従い、IDの削除を申請することによって参加を終了することができる。
- 3 本事業への参加が終了した場合（参加終了原因を問わない。また、次年度の本事業に参加しない場合を含む。）であっても、当該参加医療施設により入力されたデータその他当該参加医療施設に関する情報は削除されず、かつ次年度以降の本事業においても本会は当該情報を利用できるものとする。
- 4 本事業への参加が終了した場合（参加終了原因を問わない。また、次年度の本事業に参加しない場合を含む。）であっても、本規約第10条、第11条2項及び3項、第13条、第14条、15条3項及び4項、第16条、第18条、第19条は当該参加医療施設に適用されるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第16条 本事業に関連して取得した個人情報は、調査等本会の事業を円滑に推進するため、本会の個人情報保護方針に従い取り扱うものとする。

（本基本条件の変更等）

第17条 本会は、本会の判断により、参加医療施設の承諾を得ることなく、本基本条件を変更等することができる。

- 2 本会は、本基本条件を変更等するときは、事前にその内容及び変更の効力発行日を本事業の IT システム画面において表示する等適宜の方法により通知する。

3 本基本条件の変更等の効力が生じた後、参加医療施設が閲覧可能となった時点で変更等後の本基本条件のすべての記載事項について同意したものとみなす。

(損害賠償等)

第18条 参加医療施設は、本基本条件に違反した場合、本会に生じた損害を賠償するものとする。

2 参加医療施設に対する本事業に関する本会の損害賠償責任は、事由を問わず、責任原因事由の発生年度における当該参加医療施設の参加費の額を上限とする。

(合意管轄等)

第19条 本基本条件の準拠法は日本法とし、本基本条件及び本事業に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

平成27年3月1日 制定